

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称	犬山歴史研究会補助金 (犬山市社会教育団体育成補助金)		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課	
			問い合わせ先	0568-44-0354	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	犬山歴史研究会		代表者名	会長 丸山和成	
関係規定	法令	—		条例	—
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市社会教育団体育成補助金交付要綱
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	平成9年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	郷土の歴史・文化の研究活動と普及を目的に活動している団体に対する助成であり、補助金交付要綱に交付対象団体が定められているため				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	犬山市は数多くの歴史資源を有し、それらの保存活用を推進するには、各資源への理解と興味を喚起する市民への普及活動が不可欠といえる。犬山歴史研究会は郷土の歴史文化に関する調査研究や講演活動を継続して実施しており、市がそれらの一部に助成することで、効果的に普及啓発活動を推進することができる。				
補助金の額  ( )は一般財源の額	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算	
	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	
	(30,000 円)	(30,000 円)	(30,000 円)	(30,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容	コロナウイルス感染症の影響により講演会、屋外研修等の活動が中止となったため、地域の歴史を研究、周知するための会報を作成し、発刊した。				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		57,537 円		
	うち補助事業全体の経費		57,537 円		
	うち補助対象経費		57,537 円		
	補助対象経費の内訳	通信費		7,537 円	
		会報発行費		50,000 円	
補助額の算出方法	補助率、補助額		予算の範囲内で市長が適当と認める額		
	補助限度額		未設定		
	精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請または実績報告に基づき補助金の変更交付または額の確定を行う	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)	会員のネットワークを利用し、郷土史家や専門家による講演会を開催することができる。又、様々なテーマによる郷土史の研究発表は、市民の犬山の歴史文化に対する理解と興味を喚起している。				
その他参考事項	—				
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和2年度の実績に基づき作成しています。